

【札幌市採用希望】令和4年度（令和3年度実施）教員採用選考検査における主な変更点

1 臨時教員特別選考の新設

札幌市立学校の臨時教員として、過去3年間（平成30年4月1日～令和3年3月31日）に通算24月以上の勤務実績を有する者を対象に、第1次検査の教養検査を免除します。

※ 常勤の臨時教員（臨時的任用教員・期限付教員・代替教員）としての勤務実績が対象となります。非常勤講師等としての勤務実績は対象となりません。

2 障がい者特別選考の拡大

対象となる障がい種を拡大（精神・知的を追加）するとともに、一般選考及び他の特別選考と別枠での選考とします。 ※ 全ての校種・教科が対象

3 中学校・高等学校教諭区分の新設

中学校教諭の受検区分を「中学校・高等学校教諭」とします。当該区分の登録者は、中学校のほか、本人の希望や所有免許の状況等により、高等学校に配属されます。

※ 当該区分は、中学校教諭免許状のみでも受検できますが、高等学校教諭免許状のみでは受検できません。また、専門検査（I）及び教科等指導法検査は、中学校区分の問題となります。

※ 「高等学校教諭区分」は、従来同様、北海道教育委員会との共同登録となるため、出願時に北海道採用希望、札幌市採用希望の区別はできません。

4 受検資格の拡大（中学校・高等学校教諭区分）

教科に関する専門的な知識技能や経験を有する人材を幅広く確保するため、「北海道教育委員会」で授与する特別免許状の所有者についても、中学校・高等学校教諭区分の受検対象とします。

5 小学校教諭及び特別支援学校教諭（小学部）区分における第2次検査の音楽実技廃止

札幌市では、ピアノを用いた指導に限らず、ICT機器等の活用等、場面に応じた効果的な指導ができる人材を求めていることや、受検者負担軽減の観点から、当該区分における音楽実技（ピアノ演奏）の検査項目を廃止します。

6 特別支援学校教諭（中学部・高等部）区分の新設

特別支援学校教諭（高等部）の受検区分を廃止し、「特別支援学校教諭（中学部・高等部）」に一本化します。当該区分の登録者は、中学校の特別支援学級や特別支援学校の中学部のほか、本人の希望や所有免許の状況等により、特別支援学校の高等部に配属されます。

※ 当該区分は、特別支援学校教諭免許状と中学校教諭免許状があれば受検が可能ですが、特別支援学校教諭免許状と高等学校教諭免許状のみでは受検できません。また、専門検査（I）及び教科等指導法検査は、中学校区分の問題となります。

7 特別支援学校教諭（中学部・高等部）における第2次検査の実技廃止

当該区分では、一人ひとりの障がいの特性に応じた適切な指導を行うための専門性と資質・能力に重点をおくことや、受検者負担軽減の観点から、実技（体育・音楽・英語）の検査項目を廃止します。

8 加点制度の追加（ICT活用指導力・小学校における複数免許（数学・理科）所有）

- 全ての受検区分において、独立行政法人情報処理推進機構主催の情報処理技術者試験（基本情報技術者）等の合格者について、申請により、第1次検査の総合点に10点を加点します。
- 「小学校教諭区分」において、中学校又は高等学校の数学又は理科の免許所有者について、申請により、第1次検査の総合点に10点を加点します。